

証券コード 6763

2025年6月9日

(電子提供措置の開始日2025年6月5日)

株 主 各 位

川 崎 市 中 原 区 荻 宿 45 番 1 号

帝国通信工業株式会社

代表取締役社長 羽生 満寿夫

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.noble-j.co.jp/ir-info/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 川崎市中原区荻宿45番1号

帝国通信工業株式会社 本社会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第103期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第103期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、本総会の運営に大きな変更が生じる場合には当社ウェブサイト（アドレス<https://www.noble-j.co.jp>）に掲載させていただきます。

書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

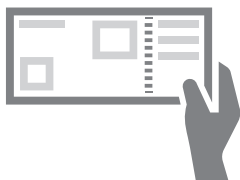
- ・連結注記表
- ・個別注記表
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

## 株主総会にご出席される場合

### 株主総会ご出席



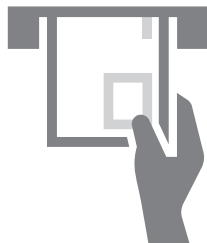
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会  
開催日時

2025年6月27日（金曜日）  
午前10時00分

## 株主総会にご出席されない場合

### 書面郵送

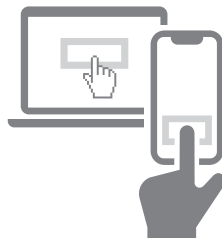


議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。  
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）  
午後5時45分到着分まで

### インターネット



次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照の上、賛否をご入力ください。

行使期限

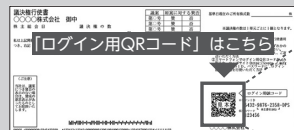
2025年6月26日（木曜日）  
午後5時45分まで

# インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。

## スマートフォンの場合

### QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票（右側）

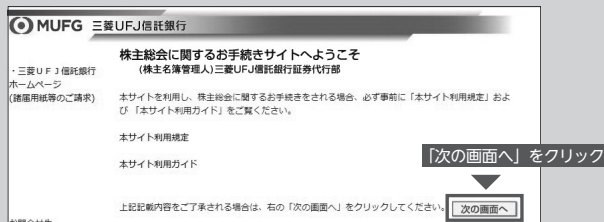


スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

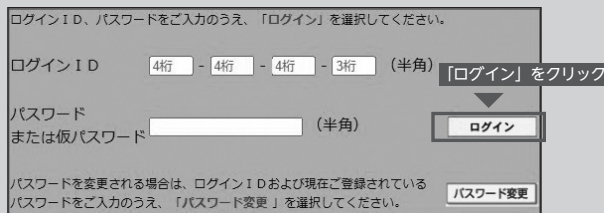
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

### 議決権行使サイトのご利用方法

#### 1 議決権行使サイトにアクセスする



#### 2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

### ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（2025年6月26日（木曜日））の午後5時45分まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

### システム等に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

**0120-173-027**

(通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

### 機関投資家の皆様へ

株式会社ICが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、すべてのステークホルダーの視点に立った経営を進め、中期経営計画の着実な実行による市場拡大、設備、インフラ、人材投資を含めた投資計画による適正利益追求、適切な投資と株主への安定的な利益還元及び従業員への還元を重要課題として捉え、売上、利益の成長を目指し、設備投資、人員増強等の取組への投資を勘案したうえで事業成長による1株当たりの利益・配当の増額及び株主の利益の最大化と利益に応じた安定的、継続的な配当を方針としております。

この方針に基づき、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして当期の期末配当は、以下のとおりとしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円としたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は479,041,200円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日としたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第22条（取締役の任期）を変更するものであります。

また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任議案の有効期限を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものです。

### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（取締役の任期）</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>（監査役の選任）</p> <p>第 32 条 監査役の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>＜ 新 設 ＞</p> | <p>（取締役の任期）</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>（監査役の選任）</p> <p>第 32 条 監査役の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>2. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<u>補欠により選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> | <p><u>3. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第 1 項の規定を準用する。</u></p> <p><u>4. 第 2 項の補欠監査役の選任に係る決議の効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 &lt; 削 除 &gt;</p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> |

### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                             | ふりがな<br>氏 名<br>(生年月日)                               | 性別 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当<br>社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                                                      | はに ゆう ます お<br>羽 生 満 寿 夫<br>(1958年11月19日生)<br><br>再任 | 男性 | 1977年 3 月 当社入社<br>2007年 1 月 同 生産技術部長<br>2012年 6 月 同 執行役員生産技術部管掌生産技術部長<br>2016年 4 月 同 上席執行役員生産技術部管掌生産技術部長<br>2017年 6 月 同 取締役上席執行役員生産技術統括生産技術部長<br>2018年 4 月 同 取締役上席執行役員事業統括・生産技術統括生産技術部長<br>2019年 4 月 同 取締役常務執行役員事業統括、生産技術統括<br>2019年 6 月 同 代表取締役社長経営統括・執行統括・事業統括<br>2020年 6 月 同 代表取締役社長経営統括・執行統括・事業統括・品質保証統括<br>2023年 4 月 同 代表取締役社長執行統括・生産技術統括<br>2024年 4 月 同 代表取締役社長執行統括<br>(現在に至る) | 11,600株        |
| 取締役候補者とした理由<br>羽生満寿夫氏は、長年にわたり生産技術部門に携わり、海外を含めた当社グループの製造設備の自動化・省力化を担ってきました。2019年からは代表取締役社長として全社の経営戦略を統括、推進しております。取締役の責務を果たすために必要とされる優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに公正公平な判断力と実行力、高い倫理観を有しており、適任であると判断し、候補者いたしました。 |                                                     |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                |



| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                  | ふりがな<br>氏 名<br>(生年月日)                         | 性別 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当<br>社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                           | みずの しんじ<br>水 野 伸 二<br>(1959年3月25日生)<br><br>再任 | 男性 | 1981年 4 月 当社入社<br>2008年 4 月 同 執行役員開発部長<br>2008年 6 月 同 執行役員開発部管掌開発部長<br>2013年 4 月 同 執行役員開発統括開発部管<br>掌開発部長<br>2014年 3 月 同 執行役員開発統括開発部・<br>品質保証部管掌品質保証部長<br>2015年 4 月 同 執行役員品質保証統括国内<br>生産拠点管掌品質保証部長<br>2015年 6 月 同 取締役上席執行役員品質保<br>証統括国内生産拠点管掌品質<br>保証部長<br>2016年 1 月 同 取締役上席執行役員品質保<br>証統括国内生産拠点管掌<br>2017年 4 月 同 取締役上席執行役員品質保証統括<br>2018年 4 月 同 取締役上席執行役員営業統括<br>2019年 4 月 同 取締役常務執行役員営業統括<br>2019年 6 月 同 取締役専務執行役員営業統括<br>2021年 6 月 同 取締役専務執行役員営業統<br>括情報システム部管掌<br>2023年 4 月 同 取締役専務執行役員開発統<br>括、営業統括<br>2023年 6 月 同 取締役専務執行役員開発統<br>括<br>(現在に至る) | 14,600株        |
| 取締役候補者とした理由<br>水野伸二氏は、長年にわたり開発・技術に関連した業務に携わってきましたが、そ<br>こで培った経験や見識、専門性をもとに営業統括として国内外の営業活動に関して統<br>括し、現在は開発統括として新製品開発、技術開発等の開発業務を統括しております。<br>取締役の責務を果たすために必要とされる優れた人格、見識、能力及び豊富な経験と<br>ともに公正公平な判断力と実行力、高い倫理観を有しており、適任であると判断し、<br>候補者いたしました。 |                                               |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                      | ふりがな<br>氏 名<br>(生年月日)                                           | 性別 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                                                                                                                               | <div>まるやま りくお<br/>丸 山 睦 雄<br/>(1960年11月3日生)</div> <div>再任</div> | 男性 | 1983年 4 月 当社入社<br>2005年11月 ノーブルU.S.A.株式会社代表取締役<br>2011年 1 月 シンガポールノーブルエレクトロニクス株式会社代表取締役<br>2017年 4 月 当社営業部長<br>2018年 4 月 同 執行役員業務統括代理<br>2019年 4 月 同 執行役員業務統括代理経理室管掌<br>2019年 6 月 同 取締役上席執行役員業務統括経理室管掌<br>2023年 4 月 同 取締役上席執行役員業務統括情報システム部管掌<br>2023年 6 月 同 取締役常務執行役員業務統括情報システム部管掌<br>2024年 6 月 同 取締役常務執行役員業務統括<br>(現在に至る)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社エコロパック代表取締役 | 4,900株         |
| 取締役候補者とした理由<br>丸山睦雄氏は、長年にわたり営業部門に携わる中、海外販売拠点の代表取締役として培ったグローバルビジネスの経験のもと、現在は業務統括として国内外の経理と人事・総務、情報システム、法務に関する事項を統括しております。取締役の責務を果たすために必要とされる優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに公正公平な判断力と実行力、高い倫理観を有しており、適任であると判断し、候補者といたしました。 |                                                                 |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                       | ふりがな<br>氏 名<br>(生年月日)                                                                                          | 性別 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                               | 所有する当<br>社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4                                                                                                                                                                                                                               | た か お か                      あ き ら<br>高 岡                              亮<br>(1968年9月25日生)<br><br><div>再任</div> | 男性 | 1991年 4 月 当社入社<br>2011年 1 月 同 商品企画室長<br>2012年 4 月 同 開発部開発企画室長<br>2015年 4 月 同 営業技術部長<br>2016年 7 月 同 営業企画部長<br>2018年 1 月 同 営業部長<br>2021年 4 月 同 執行役員営業部管掌、営業<br>部長<br>2023年 6 月 同 取締役上席執行役員営業<br>統括<br>(現在に至る) | 600株           |
| 取締役候補者とした理由<br>高岡亮氏は、技術者としての立場から商品企画等に携わってきた一方、技術者としての経験や見識を活かし営業部門の責任者として営業活動に関わる業務に携わってまいりました。現在はこれまでに培った経験のもと営業統括として国内外の営業活動を統括しております。取締役の責務を果たすために必要とされる優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに公正公平な判断力と実行力、高い倫理観を有しており、適任であると判断し、候補者いたしました。 |                                                                                                                |    |                                                                                                                                                                                                             |                |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏 名<br>(生年月日)                             | 性別 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5         | み う ら の ぞ み<br>三 浦 希 美<br>(現姓 澤)<br>(1983年5月31日生) | 女性 | 2011年12月 弁護士登録（第二東京弁護士会）<br>ひかり総合法律事務所入所<br>2022年 4 月 同法律事務所パートナー弁護士<br>2023年 6 月 当社取締役<br>(現在に至る)<br>[重要な兼職の状況]<br>ひかり総合法律事務所パートナー弁護士                                                                                                                  | 0株             |
|           | <div>再任</div> <div>社外</div> <div>独立役員</div>       |    | 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要<br>三浦希美氏は、弁護士として数多くの企業の対応に携わり、幅広い経験と専門知識および高い見識を有しております。<br>2023年に就任以来、経営・業務執行に対する的確な助言および独立の立場から当社の経営を監視・監査いただいております、また今後もダイバーシティの観点から有効な助言をしていただくことが期待されることから引き続き社外取締役候補者といたしました。<br>なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。 |                |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                   | ふりがな<br>氏 名<br>(生年月日)                                            | 性別 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当<br>社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 6                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>たかはし ひろあき<br/>高 橋 啓 章<br/>(1956年4月22日生)</p> <p>再任 社外 独立役員</p> | 男性 | <p>1981年 4 月 櫻測器株式会社入社<br/>1986年11月 株式会社日本マイクロニクス入社<br/>2000年10月 同 取締役<br/>2002年12月 同 取締役子会社台湾日本マ<br/>イクロニクス董事長兼総経理<br/>2005年10月 同 取締役大分工場長<br/>2009年 4 月 同 取締役子会社台湾日本マ<br/>イクロニクス董事長兼総経理<br/>2010年 4 月 同 取締役退任、執行役員就任<br/>2014年12月 同 退任<br/>2015年 1 月 ホルツ株式会社取締役<br/>2023年 1 月 同 非常勤取締役<br/>2024年 6 月 当社取締役<br/>(現在に至る)</p> <p>[重要な兼職の状況]<br/>ホルツ株式会社非常勤取締役</p> | 0株             |
| <p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要</p> <p>高橋啓章氏は、半導体製造工程で使用される検査器具の大手メーカーである株式会社日本マイクロニクスにおいて長年にわたり取締役として海外拠点も含めた経営に携わり、企業経営者として豊富な経験と見識を有しており、引き続き業務執行者から独立した立場で取締役会の意思決定・監督機能の強化に向けた提言及び発言が期待されることから引き続き社外取締役候補者としました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。</p> |                                                                  |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                        | ふりがな<br>氏 名<br>(生年月日)                                                  | 性別 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当<br>社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7                                                                                                                                                                                                                                | <p>た き ぐ ち え い こ<br/>瀧 口 詠 子</p> <p>(1965年4月5日生)</p> <p>新任 社外 独立役員</p> | 女性 | <p>1989年 4 月 株式会社東洋信託銀行（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入行</p> <p>1992年 4 月 財団法人目黒区国際交流協会（現 公益財団法人目黒区国際交流協会）入会</p> <p>1995年11月 中本会計事務所（現中本国際税理士法人）入所</p> <p>1997年 7 月 青山監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入所</p> <p>2006年 7 月 同 シニアマネージャー</p> <p>2019年 3 月 朝日税理士法人入所</p> <p>2022年12月 17LIVE株式会社社外監査役就任<br/>(現在に至る)</p> <p>[重要な兼職の状況]<br/>17LIVE株式会社社外監査役</p> | 0株             |
| <p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>瀧口詠子氏は、監査法人に入所後、財務諸表監査、国内大手上場企業およびグローバル企業内部統制監査およびコンサルティングに携わり、コーポレートガバナンス、企業グループ監査、リスクマネジメント、内部統制および財務・会計など豊富な経験と見識を有しております。これらの経験・見識を生かし当社経営に対する助言や指導、客観的な視点から適切な監督を期待して社外取締役候補者としました。</p> |                                                                        |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 三浦希美氏、高橋啓章氏及び瀧口詠子氏は社外取締役候補者であります。また、三浦希美氏、高橋啓章氏及び瀧口詠子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出ております。
3. 当社は三浦希美氏、高橋啓章氏との間で会社法第427条第1項及び定款第29条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。また、瀧口詠子氏が選任された場合、同氏との間で両氏と同等の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者全員は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定であります。

(参考書類)

## 1.取締役候補者のスキルマトリックス

当社は、当社および当社グループが、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を実現し、企業理念を実践するために最良のコーポレートガバナンスを追求し、その更なる充実を図ることを目的として「コーポレートガバナンスガイドライン」を制定しております。また、取締役会の構成については、様々な分野における専門性や知識、経験などの多様性の充実を目指しており、当社グループの事業内容や経営課題をふまえて、当社の経営に必要な備えるべきスキルを特定し、規模の適正性とのバランスを勘案しつつ、取締役会を介して社外取締役が過半数で構成する指名・報酬委員会において審議の上、取締役会へ答申し、取締役会はその答申を踏まえ、選考された候補者の適格性を審議し、取締役候補者として決定しております。

特定したスキルに対する各役員の知識・経験・能力を踏まえたスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

|       | 企業経営<br>企業戦略 | 財務<br>会計<br>税務 | 法務・<br>リスクマネジメント | 人材開発 | 営業<br>マーケティング | 開発<br>製造 | 国際<br>ビジネス | E S G・<br>サステナビリティ |
|-------|--------------|----------------|------------------|------|---------------|----------|------------|--------------------|
| 羽生満寿夫 | ●            |                |                  | ●    |               | ●        |            | ●                  |
| 水野 伸二 | ●            |                |                  |      | ●             | ●        |            | ●                  |
| 丸山 睦雄 | ●            | ●              |                  | ●    | ●             |          | ●          | ●                  |
| 高岡 亮  | ●            |                |                  |      | ●             | ●        |            |                    |
| 三浦 希美 |              |                | ●                |      |               |          |            | ●                  |
| 高橋 啓章 | ●            | ●              |                  |      | ●             | ●        | ●          |                    |
| 瀧口 詠子 |              | ●              | ●                |      |               |          |            | ●                  |

## 2.独立役員の独立性判断基準

当社は独立役員の独立性基準を以下のとおり定め、合理的に可能な範囲で調査した結果において次のいずれにも該当しない場合に独立性を有しているものと判断します。

(1)当社および当社の子会社の業務執行取締役、執行役員、その他使用人である者、またはあった者。

(2)当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者 (※1)

(3)当社の主要な取引先若しくはその業務執行者 (※2)

(4)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律

専門家 (※3)

(5)当社の主要な株主 (※4)

(6)当社の主要な借入れ先 (※5)

(7)上記(2)から(6)に過去5年間に於いて該当していた者

(8)上記(1)から(6)に該当するものが重要な者 (※6) である場合には二親等以内の親族

(注) ※1 「当社を主要な取引先とする者」とは直近の事業年度において当該取引先の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社より受けた者をいう。

※2 「当社の主要な取引先」とは直近の事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社より行っていた者。

※3 「多額の金銭その他の財産」とは個人の場合は年間500万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%以上の額をいう。

※4 「当社の主要な株主」とは当社事業年度末において、総議決権数の10%以上の株式を保有している株主（法人の場合は業務執行取締役・執行役・従業員）をいう。

※5 「当社の主要な借入れ先」とは、直近の当社事業年度末において借入金残高が当社の連結総資産の2%を超える者をいう。

※6 「重要な者」とは取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役、執行役員もしくは上級管理職にある使用人をいう。



#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役柿沼 光利氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                   | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <p>よし い さ え こ<br/>由井 紗恵子<br/>(現姓 河合)<br/>(1984年12月3日生)</p> <p> <div>新任</div> <div>社外</div> <div>独立役員</div> </p>                                                                         | <p>2007年12月 あずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法人) 入所<br/>2011年 4 月 公認会計士登録<br/>2022年 8 月 河合紗恵子公認会計士事務所開設<br/>2022年 8 月 株式会社ミツモア社外監査役<br/>2025年 1 月 3LINKS株式会社社外監査役<br/>(現在に至る)</p> <p>[重要な兼職の状況]<br/>河合紗恵子公認会計士事務所所長<br/>株式会社ミツモア社外監査役<br/>3LINKS株式会社社外監査役</p> | 0株             |
| <p>社外監査役候補者とした理由および期待される役割の概要</p> <p>由井紗恵子氏は公認会計士として数多くの企業の対応に携わり、幅広い経験と税務及び会計に関する専門知識と高い見識を有しております。これまでの経験を生かし、業務執行者から独立した立場で取締役会の意思決定・監督機能の強化に向けた提言及び発言が期待されることから社外監査役候補者といたしました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                 |                |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 由井紗恵子氏は社外監査役候補者であります。
3. 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出ております。
4. 当社は、由井紗恵子氏が選任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項及び定款第39条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。補欠監査役選任の効力については、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとします。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏 名<br>(生年月日)                                                      | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                              | 所有する当<br>社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| もりなが たかし<br>森 永 隆 司<br>(1958年10月 2日生)<br><br><div>社外</div> <div>独立役員</div> | 1982年 4 月 株式会社ニフコ入社<br>2003年 4 月 同 子会社ニフコタイランド社長<br>2008年 6 月 同 執行役員ニフコタイランド社長<br>2010年 4 月 同 執行役員海外事業統括部部长<br>2013年 4 月 同 執行役員企画本部副本部長兼購買本部<br>長<br>2018年 6 月 同 子会社株式会社ニフコトレーディング<br>取締役<br>2023年 6 月 同 退社<br>(現在に至る) | 0株             |

補欠監査役候補者とした理由および期待される役割の概要

森永 隆司氏は、自動車用ファスナー等の合成樹脂製品の独立系大手メーカーである株式会社ニフコにおいて海外拠点の代表や、長年にわたり執行役員として豊富な経験と見識を有しております。監査役に就任した場合、当社の監査体制にこの見識が活かされるため、補欠監査役候補者として適任であると総合的に判断いたしました。

- (注)
1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
  2. 森永隆司氏は補欠の社外監査役候補者であります。
  3. 当社は森永隆司氏が社外監査役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
  4. 当社は森永隆司氏が社外監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項及び定款第39条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とします。
  5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしており、なお、候補者が社外監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

以 上

(参考書類)

政策保有株式に関する方針及び保有状況

1.政策保有株式に関する方針

当社は相手企業との事業上の取引関係の維持・強化等、事業上の有益性を判断基準として取引先や関係先企業の株式を中長期的な観点から政策的に保有しております。その保有にあたっては原則年1回、取締役会において保有の意義や資本コストを踏まえた保有の合理性を検証しております。その結果、保有の意義が十分に認められないと判断された場合には売却を検討し、縮減を図っていくこととしております。

また議決権の行使については議案が ①当社の利益に資するものか ②当社の企業価値を毀損させる可能性がないか ③当該企業の価値向上に資するか否かを基軸にして総合的に判断しております。

2.政策保有株式の保有状況

上記方針に基づき、2024年度においては上場株式の株式14銘柄のうち3銘柄の全株式、2銘柄の一部株式を売却いたしました。2024年度期末時点の保有銘柄数は15銘柄、貸借対照表計上額は5,908,231千円となっております。

計画通り政策保有株式の売却を進めましたが、株価変動の影響で一部の株式の時価評価額が増加し、貸借対照表計上額の減少額は少なくなりました。

政策保有株式の保有状況

| 銘柄数                  | 2023年度<br>(第102期) | 2024年度<br>(第103期) | 前年度比 |
|----------------------|-------------------|-------------------|------|
| 上場株式                 | 14                | 11                | △3   |
| 上場株式以外               | 4                 | 4                 | 0    |
| 合計                   | 18                | 15                | △3   |
| 貸借対照表計上額<br>(単位：百万円) | 2023年度<br>(第102期) | 2024年度<br>(第103期) |      |
| 上場株式                 | 6,538             | 5,868             |      |
| 上場株式以外               | 37                | 39                |      |
| 合計                   | 6,576             | 5,908             |      |
| 純資産に対する割合            | 24.0%             | 20.8%             |      |

(注) 上場株式には、みなし保有株式を含みます。

3.政策保有株式の縮減目標

2027年度までに、純資産に占める政策保有株式の割合を時価ベースで10%以下にすることを目標としてまいります。

# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、米国経済はインフレ率が低下する中、個人消費が底堅く推移しましたが、2025年1月の政権交代による通商政策の大幅な変更が、世界全体の景気に大きな影響を及ぼす懸念があります。また、中国経済は長引く不動産不況や厳しい雇用環境により景気の減速が続いており、加えて米国における各国や地域への高い相互関税がサプライチェーンや世界経済に影響を与える懸念が出てきました。さらに、ウクライナ紛争など地政学リスクの解消が進まないなど、先行きは極めて不透明な状況が続きました。

我が国の経済は、インバウンド需要や賃金上昇等により個人消費が回復しましたが、一方で賃金上昇以上の物価上昇が懸念されており、米国の関税問題や政権動向による円安から円高に為替が変動し、先行きの見通しが困難な状況にあります。

当社グループの属するエレクトロニクス業界では、自動車市場では電気自動車の販売が失速しておりますが、全体としては堅調に推移し、生活家電市場においても在庫調整が一巡し好調に推移した一方、産業機器市場では半導体関連は需要が増えましたが、F A 機器関連や設備投資関連は在庫調整が続いていることから回復が遅れております。加えて米国における中国への高い相互関税がサプライチェーンに与える影響を予想することが困難な状況にあり、今後の受注動向に関し、依然として予断を許さない状況が続いています。

このような状況の中で当社グループは、2021年5月に策定した中期5ヵ年計画の第3ステップにあたる2024年度は、その目標達成に向けて、センサー・医療・非接触を合言葉に、医療・ヘルスケア分野及び産業機器分野への拡販を推し進め、既存領域の拡大を図り、また、非接触センサー開発等により、顧客ニーズを捉えた新製品の展開を行ってまいりました。

販売面においては、電子部品セグメントは全体的に好調に推移しましたが、その他のセグメントにおいては、産業機器市場の低迷が続いていることから、機械設備等の販売は低調となりました。利益面においては、円安の影響や原価低減を進めた結果、当連結会計年度の売上高は167億90百万円（前年同期比10.3%増）となりました。営業利益は16億63百万円（前年同期比75.5%増）、経常利益は21億27百万円（前年同期比36.4%増）、

親会社株主に帰属する当期純利益は20億9百万円（前年同期比47.5%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、8億84百万円であります。その主なものは、電子部品事業において合理化投資など省力化等機械設備3億30百万円であります。これらは自己資金で賄いました。

③ 資金調達の状況

資金調達につきましては、増資及び社債の発行は行っておりません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                 | 2021年度<br>第100期 | 2022年度<br>第101期 | 2023年度<br>第102期 | 2024年度<br>第103期(当期) |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------------|
| 売 上 高               | 15,109百万円       | 16,493百万円       | 15,223百万円       | 16,790百万円           |
| 経 常 利 益             | 2,022百万円        | 2,192百万円        | 1,559百万円        | 2,127百万円            |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | 1,582百万円        | 1,385百万円        | 1,362百万円        | 2,009百万円            |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 | 161.60円         | 141.53円         | 141.13円         | 211.98円             |
| 総 資 産               | 29,087百万円       | 30,306百万円       | 32,085百万円       | 33,460百万円           |
| 純 資 産               | 24,348百万円       | 25,697百万円       | 27,410百万円       | 28,409百万円           |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額   | 2,433.49円       | 2,567.03円       | 2,813.15円       | 2,949.90円           |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第100期より「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託 (BBT)」に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上、期中平均株式数及び期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 第103期より「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託 (J-ESOP)」に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上、期中平均株式数及び期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。
4. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第100期の各数値については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社との関係

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

| 会 社 名                        | 資 本 金      | 当 社 の<br>出 資 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容                 |
|------------------------------|------------|------------------|-------------------------------|
| 須 坂 帝 通 株 式 会 社              | 27百万円      | 100.0%           | 可変抵抗器、同部品及びセンサー部品の製造          |
| 福 井 帝 通 株 式 会 社              | 30百万円      | 100.0            | 可変抵抗器、同部品及び前面操作ブロック等部品の製造     |
| 木 曽 精 機 株 式 会 社              | 60百万円      | 100.0            | 機構部品及び可変抵抗器等部品の製造及び販売         |
| 帝通エンジニアリング株式会社               | 20百万円      | 100.0            | 機械設備等の販売                      |
| 台 湾 富 貴 電 子 工 業 株 式 会 社      | 51百万NT\$   | 58.1             | 可変抵抗器の製造及び販売                  |
| 香 港 ノ ー ブ ル<br>エレクトロニクス株式会社  | 2百万HK\$    | 100.0            | センサー及び可変抵抗器等の販売               |
| ノーブルエレクトロニクス<br>(タイランド) 株式会社 | 480百万BAHT  | 100.0            | 可変抵抗器、前面操作ブロック及びプラスチック成型品等の製造 |
| ノーブルエレクトロニクス<br>ベトナム株式会社     | 4,999千US\$ | 100.0            | 可変抵抗器及び前面操作ブロック、センサー等の製造      |
| ノーブル貿易（上海）有限公司               | 350千US\$   | 100.0            | 固定抵抗器及び前面操作ブロック、センサー等の販売      |
| ノーブルトレーディング<br>(バンコク) 株式会社   | 5,000千BAHT | 100.0            | 可変抵抗器及び前面操作ブロック等の販売           |
| 富 貴 電 子 ( 淮 安 ) 有 限 公 司      | 8,000千US\$ | 100.0            | 固定抵抗器の製造                      |

(注) ノーブルエレクトロニクス（タイランド）(株)及びノーブルトレーディング(バンコク)(株)の出資比率には、子会社による間接所有が含まれております。

#### ③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。



#### (4) 対処すべき課題

未来のNOBLEを見据えて、「抵抗器のNOBLEから新生NOBLEへの深化と進化」を長期ビジョンとした中期5ヵ年計画の最終年度にあたる2025年度は、来年度策定予定である次期中期経営計画も念頭に、自動車電装、医療・ヘルスケア及び産業機器分野への拡販を推し進めて既存領域の拡大を図り、非接触センサー開発等、新製品の展開を行ってまいります。特に医療・ヘルスケア分野の拡大には当社の要素技術の要であるエレメント技術の向上が必須であり、目的の達成の為、2027年度の完成を目標とした研究開発機能と本社機能を複合したサステナビリティを体現する本社ビルへの建替えを計画しております。今後の医療・ヘルスケア市場向けにおいては、その場で簡単に利用できるPOCT（Point of Care Testing）用バイオセンサーが望まれていることから、様々な物質の測定に使用が見込まれる電気化学センサーの技術確立を今後の柱の1つとしていきたいと考えており、大学などとの共同研究を積極的に行っております。また、エレメント技術の向上を足がかりとして、インフラビジネス・ウォータービジネス・アグリビジネス等へ進出することを目指しております。

環境にも配慮した素材の選定や、開発技術力向上ならびに製造設備の省人化・無人化と原価低減を継続的に行い、競争力強化を図るとともに、DX化（IoT）を組み込んだ生産ラインの導入も進めており、またBCPを念頭に生産の最適化についても進めております。

インフラ投資に関しましては、BCPや既存領域製品の増産対応も念頭に、倉庫スペースも含め既存の工場に新たな工場建設や、高度な精度・性能が求められる製品製造が可能な新工場建設も今後検討してまいります。

さらに、温室効果ガス（GHG）排出量（Scope1及びScope2）及び再生可能エネルギー電力導入比率を管理指標として設定し、脱炭素社会の実現に向け、2030年度までにScope1及びScope2の排出量を2020年度比で50%以上削減、2050年度までにカーボンニュートラルを達成することを目指しています。加えて、再生可能エネルギー電力の導入を推進し、2030年度までにその比率を100%とすることを目指します。

なお、当社子会社の役職員が公務員より不適切な金銭の要求を受け、交付を行っていたこと（「本件不正行為」）が判明いたしました。株主、投資家の皆さまおよび関係者の皆さまには多大なご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。当社は、本件不正行為の発生を重大かつ厳粛に受け止め、真摯に反省するとともに、法令遵守体制及び経営管理体制等の充実・強化に取り組んでおり、ステークホルダーの皆さまおよび社会からの信頼回復を目指し、策定した再発防止策を着実に実行してまいります。



**(5) 主要な事業内容**（2025年3月31日現在）

電子部品（前面操作ブロック、可変抵抗器、固定抵抗器、センサー等）及び機械設備等の製造及び販売

**(6) 主要な営業所及び工場**（2025年3月31日現在）

当社本社（神奈川県川崎市中原区荻宿45番1号）

国内販売拠点：当社大阪営業所（大阪府吹田市）

国内生産拠点：当社赤穂工場（長野県駒ヶ根市）

須坂帝通㈱（長野県須坂市）

海外販売拠点：香港ノーブルエレクトロニクス㈱（香港）

ノーブル貿易（上海）有限公司（中華人民共和国上海市）

海外生産拠点：ノーブルエレクトロニクス（タイランド）㈱（タイ アユタヤ）

ノーブルエレクトロニクスベトナム㈱（ベトナム ハノイ）

**(7) 使用人の状況**（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|---------|-----------------------|
| 1,729名  | 158名増                 |

（注）使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト等）は除いております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 275名    | 2名増       | 41.8歳   | 19.4年       |

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト等）は除いております。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 15,901,600株
- ② 発行済株式の総数 9,580,824株 (自己株式を除く)
- ③ 株 主 数 5,502名 (自社を除く)
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                                                                                                                                         | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                                                                                                                                      | 1,087    | 11.35    |
| THE HONGKONG AND SHANGHAI<br>BANKING CORPORATION LIMITED -<br>H O N G K O N G P R I V A T E<br>B A N K I N G D I V I S I O N C L I E N T<br>A / C 8028-394841 | 730      | 7.62     |
| NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC                                                                                                                                  | 495      | 5.17     |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                                                                                                                                             | 446      | 4.66     |
| 有 限 会 社 丸 子 興 業                                                                                                                                               | 395      | 4.13     |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)                                                                                                                             | 348      | 3.64     |
| ノ ー ブ ル 協 力 会                                                                                                                                                 | 323      | 3.37     |
| 帝 通 工 従 業 員 持 株 会                                                                                                                                             | 275      | 2.88     |
| 菊 池 公 男                                                                                                                                                       | 255      | 2.67     |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103                                                                                                                    | 233      | 2.44     |

- (注) 1. 当社は自己株式を275,283株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、この自己株式については「株式給付信託 (BBT)」、「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する160,643株は含まれておりません。内訳は「株式給付信託 (BBT)」138,700株「株式給付信託 (J-ESOP)」21,943株です。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2025年3月31日現在)  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 (2025年3月31日現在)  
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況              |
|---------------|---------|--------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 羽 生 満寿夫 | 執行統括                                 |
| 取 締 役         | 水 野 伸 二 | 専務執行役員開発統括                           |
| 取 締 役         | 丸 山 睦 雄 | 常務執行役員業務統括<br>株式会社エコロパック代表取締役        |
| 取 締 役         | 高 岡 亮   | 上席執行役員営業統括                           |
| 取 締 役         | 久古谷 敏 行 |                                      |
| 取 締 役         | 三 浦 希 美 | ひかり総合法律事務所パートナー弁護士                   |
| 取 締 役         | 高 橋 啓 章 | ホルツ株式会社非常勤取締役                        |
| 常 勤 監 査 役     | 畑 宮 正 憲 |                                      |
| 監 査 役         | 柿 沼 光 利 | 柿沼光利税理士事務所所長<br>鉦研工業株式会社社外取締役（監査等委員） |
| 監 査 役         | 三 井 浩 二 |                                      |

- (注) 1. 取締役久古谷 敏行氏、三浦 希美氏及び高橋 啓章氏は、社外取締役であります。なお、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役畑宮 正憲氏及び監査役柿沼 光利氏は、社外監査役であります。なお、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役柿沼 光利氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中に辞任した取締役

| 氏 名   | 辞 任 日      | 辞任時の地位・担当および重要な兼職の状況  |
|-------|------------|-----------------------|
| 藤野 秀美 | 2024年6月27日 | 社外取締役<br>藤野秀美税理士事務所所長 |
| 石口 和夫 | 2025年3月24日 | 取締役上席執行役員生産統括         |

5. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は上記取締役の他、以下のとおりです。  
生産統括 佐々木 幸、品質保証統括・開発管掌 藤間 昇、商品企画管掌 林 直紀、経理管掌 宮川 文雄。

② 責任限定契約の内容の概要

当社が定款に基づき取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役と締結した責任限定契約の内容の概要は下記のとおりであります。

社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害

賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約について

当社は、取締役、監査役並びに執行役員全員を被保険者として役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で契約しております。保険料は全額を当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者である役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、保険契約上で定められた一定の免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、株主総会において決議いただいた額（後述ロ.）の範囲内において役位を基に役割や責任に応じた報酬体系とする中、業績及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬としております。また、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会は取締役会より諮問を受け「取締役報酬の方針」について審議・答申を行うとともに各取締役の報酬は指名・報酬委員会を経ることで、客観性及び透明性を確保しております。

取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と短期業績連動報酬としての取締役賞与、中長期業績連動報酬としての株式報酬で構成し、社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から基本報酬のみとしております。

また取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

I. 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位を基に役割や責任に応じて他社水準、当社の経営内容、経済状況を考慮し、総合的に勘案して決定

しています。

## Ⅱ．短期業績連動報酬等としての役員賞与

短期業績連動報酬として事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、社外取締役を除く取締役に短期業績連動報酬としての取締役賞与を毎年一定の時期に支給する。取締役賞与は毎年の事業計画で設定した連結営業利益に対する達成度に応じ、0%～180%の範囲で変動する。なお、各取締役の賞与額は、役位別の基準額に達成度による係数並びに個人の評価に基づく係数を乗じて決定しています。

当該報酬に係る指標は「連結営業利益」を選択しており、当社グループの本業による儲けを評価軸とすることで、当社役員の貢献度を測定しています。

## Ⅲ．非金銭報酬等として支給する株式報酬

中長期業績連動報酬として社外取締役を除く取締役に非金銭報酬等として株式報酬（信託型株式報酬）を取締役退任時に支給する。株式報酬は株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、中期経営計画の達成度等に連動する業績連動部分と中長期の株価向上への動機づけと一定期間の在籍を条件に支給する非業績連動部分により構成する。業績連動部分については中期経営計画の業績評価に基づく係数により0%～180%の範囲で変動します。

当該報酬に係る指標は「連結売上高」と「連結営業利益」を選択しており、当社グループの成長と収益力を評価軸とすることで、当社役員の貢献度を測定しています。

取締役の報酬は「固定金銭報酬等」、「業績連動金銭報酬等」、「業績連動非金銭報酬等（株式報酬）」により構成し、これらの支給割合は役位を基に役割や責任、業績評価等に基づいて設定するが、概ね固定金銭報酬等が7割、業績連動金銭報酬等が1割、業績連動非金銭報酬等が2割。各業績連動報酬の基本報酬に対する報酬構成比率は、役割に応じて決定しています。

なお、監査役の報酬は株主総会において決議いただいた額（後述口。）の範囲内において監査役の協議により決定しています。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第84回定時株主総会において「1事業年度あたり2億7千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）」と決議いただいております。

監査役の報酬限度額は、同じく2006年6月29日開催の第84回定時株主総会において「1事業年度あたり3千6百万円以内」と決議いただいております。

なお、当該決議におきましては、株式報酬型ストック・オプションについて、1株あたりの行使価格を1円とする譲渡制限付き新株予約権を1事業年度につき取締役にについては計約12,000株、監査役については計約2,000株相当を付与することを予定とし、当該決議に係る役員は取締役6名、監査役4名となっております。（2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しており、当該株式数は5株を1株に換算して表記しております。）

また、上記決議とは別枠として、2021年6月29日開催の第99回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役は除く。当該株主総会終結時点の員数4名）及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を導入することを決議いただいております。取締役等に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり50,900ポイント（うち、取締役分として41,400ポイント）としております。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役の報酬の決定方針に則り、取締役会の諮問に基づき、指名・報酬委員会の審議・答申を経て、株主総会の決議により決定した取締役全員の報酬の総額の範囲内で、取締役会の委任決議により代表取締役社長羽生満寿夫が決定する。

代表取締役社長に委任した理由は、当社グループの経営状況等をもっとも熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであり、決定にあたっては、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の範囲内で指名・報酬委員会の答申を尊重した上で決定していることから、恣意的な決定はなされず権限の適正な行使が行われております。

## 二. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分                 | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |           |           | 対象となる役員の<br>員数(名) |
|----------------------|-----------------|-----------------|-----------|-----------|-------------------|
|                      |                 | 基本報酬            | 業績連動報酬等   | 非金銭報酬等    |                   |
| 取締役<br>(うち社外<br>取締役) | 170<br>(13)     | 105<br>(13)     | 28<br>(一) | 36<br>(一) | 9<br>(4)          |
| 監査役<br>(うち社外<br>監査役) | 23<br>(19)      | 23<br>(19)      | —<br>(一)  | —<br>(一)  | 4<br>(2)          |

- (注) 1. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額であります。  
当事業年度の連結営業利益計画値は、11億円です。当事業年度の連結営業利益実績値は、16億円です。
2. 非金銭報酬等は、「株式給付信託（BBT）」に基づく当事業年度における株式給付引当金繰入額であります。  
中期経営計画における当事業年度の連結売上高計画値は、170億円、連結営業利益計画値は、16億円です。当事業年度の連結売上高実績値は、167億円、連結営業利益実績値は、16億円です。

### ⑤ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の業務執行者又は社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役三浦 希美氏は、ひかり総合法律事務所のパートナー弁護士であります。  
当社はひかり総合法律事務所との間には特別な関係はありません。
- ・取締役高橋 啓章氏は、ホルツ株式会社の非常勤取締役であります。  
当社はホルツ株式会社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役柿沼 光利氏は、柿沼光利税理士事務所の所長であります。  
当社は柿沼光利税理士事務所との間には特別な関係はありません。
- ・監査役柿沼 光利氏は、鉾研工業株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。  
当社は鉾研工業株式会社との間には特別な関係はありません。



□. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

|               | 取締役会（18回開催） |        | 監査役会（19回開催） |       |
|---------------|-------------|--------|-------------|-------|
|               | 出席回数        | 出席率    | 出席回数        | 出席率   |
| 取締役 久古谷 敏 行   | 18回         | 100.0% | 一回          | －%    |
| 取締役 三 浦 希 美   | 18          | 100.0  | －           | －     |
| 取締役 高 橋 啓 章   | 14          | 100.0  | －           | －     |
| 常勤監査役 畑 宮 正 憲 | 18          | 100.0  | 19          | 100.0 |
| 監 査 役 柿 沼 光 利 | 17          | 94.4   | 19          | 100.0 |

(注) 取締役高橋 啓章氏は、2024年6月27日開催の第102回定時株主総会において取締役に選任されたため、取締役会への出席率は就任後に開催された取締役会をもとに算出しております。

・取締役会等における発言状況

取締役久古谷 敏行氏は、労働行政を通じて長年にわたり培った知識・見地から経営課題や議案の審議等において当社事業に対して有益な発言を行うとともにコーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。また指名報酬委員会の委員として、客観的かつ中立的な立場で当社役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

取締役三浦 希美氏は、経営課題や議案の審議等において弁護士としての豊富な経験や専門的見地から当社事業に対して有益な発言を行うとともにコーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。加えて、当社女性社員の意見を聞く懇親会も行なっております。また指名報酬委員会の委員として、客観的かつ中立的な立場で当社役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

取締役高橋 啓章氏は、長年にわたる上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い知識、見地から経営課題や議案の審議に有益な発言を行うとともにコーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。また指名報酬委員会の委員として、客観的かつ中立的な立場で当社役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

常勤監査役畑宮 正憲氏は、出身分野である金融機関を通じて培った豊富な経験と知識並びに幅広い見識のもと当社の経営上有用な発言等を行っております。

監査役柿沼 光利氏は、長年、税務に携わって培った豊富な経験と税理士としての専門的見地から当社の経営上有用な発言等を行っております。

・社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役は業務執行者から独立した客観的な立場で、会社経営の監督を行うにあたり、適宜、代表取締役社長との面談を行い、有用な助言・進言を行っております。また社外監査役とともに代表取締役社長との間で行われている独立社外役員会議（1回開催）に出席し、経営課題等について提言を交え意見交換を行っております。



#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名 称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 45百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 45    |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積り算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。

また、上記のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針です。

#### ④ 当社の重要な子会社のうち、香港ノーブルエレクトロニクス(株)、ノーブル貿易（上海）有限公司他7社の在外連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は取締役会において決議された「内部統制システムの基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し、運用しております。なお、2024年10月22日及び2025年3月25日付で上記「内部統制システムの基本方針」を改訂しております。

当社及び子会社（以下「ノーブルグループ」という）の取締役および使用人は社会規範、企業倫理及び法令を遵守して企業活動を行い、コーポレートガバナンスを強化、向上することで企業価値を高め、信頼される企業として継続的発展を目指します。そのため当社の企業理念、経営理念、コンプライアンス基本方針、グループ行動規範を経営の拠り所とするとと

もに、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、サステナビリティ委員会が連携してガバナンスの強化を図ってまいります。

#### (1)業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は、ノーブルグループの企業理念、経営理念、コンプライアンス基本方針及びグループ行動規範に従い誠実に行動する。

内部統制委員会は、ノーブルグループにおける、内部統制・業務監査・リスク対策等全般にわたる方針の決定と対応指示を行う。社長直轄の内部監査室は業務監査部門として内部監査を実施し、その結果を内部統制委員会及び社長へ報告するとともに、取締役会と監査役（会）に報告する。子会社に対しては、当社の内部監査室が内部統制の有効性と妥当性を確保するため、子会社における内部監査を実施し、その結果を前記と同様に報告する。

コンプライアンス委員会は、ノーブルグループにおけるコンプライアンス推進に係る基本方針を決定し、コンプライアンス諸施策を推進するとともに、法令・社内規程違反等への対応を図る。また、法令や社内規程違反等の早期発見・解決を図るため、ノーブルグループの取締役及び使用人等が当社の内部監査室または監査役に通報する制度を設ける。通報を受けた者はコンプライアンス委員会と連携して対応し、社内規程に基づき通報者が不利益な扱いを受けることのない体制をとる。

サステナビリティ委員会は、ノーブルグループのサステナビリティに関する基本方針、重要事項、リスク・機会などを検討・審議し、活動計画やその進捗状況を管理する。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存および管理にあたり社内規程に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持向上を図るとともに法令および社内規程に基づき、文書その他重要な情報の適切な保存・管理を行う。

##### ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ノーブルグループのリスク管理は、内部統制委員会において経営上のリスクを総合的に

分析、把握し意思決定を図り、また非常時にはそのリスク度合に応じて担当取締役をセンター長とする「危機管理センター」の設置による対応や、取締役会決議に基づく独立性、中立性、専門性が確保された調査委員会の設置と、当該委員会報告に基づく対策立案、推進により、ノーブルグループ全体で対応する体制をとる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、企業価値の向上を目指し、企業経営と業務執行を区分、業務執行機能の一層の強化を図るため執行役員制をとる。取締役会は経営方針及び重要な意思決定と業務執行に対する監督等を行う機関として重要事項を付議し、活発な討議を経た上で決議する。取締役会は毎月1回定期開催するとともに、必要に応じて臨時に開催する。

取締役会の方針に基づき、執行役員会にて業務執行の意思決定を行う。執行役員会は毎月2回定期開催するとともに必要に応じ臨時に開催する。また、国内外の代表者が出席し定期的に開催するグローバルな会議において、課題達成の監視、業務執行状況の確認等を通じ事業計画の定期的なフォローを行うとともに、経営方針と基本戦略の徹底を行う。

一方、子会社の取締役は、子会社の重要案件について当社と協働することにより、その職務の執行の効率を確保する。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社の子会社の経営に関しては各社の自主性を尊重しつつ、当社の取締役または執行役員が全ての子会社の取締役または監査役に就任し、子会社の情報を当社に集約・管理して業務遂行状況を把握するとともに、月次業績を当社取締役会及び執行役員会にて確認し、必要に応じて当社から子会社へ訪問し助言・指導を行う。

また、子会社の取締役からは、当社の担当取締役または担当執行役員に対して職務の執行状況を定期的に報告させ、業務の適正を確保するための体制を確保する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役会が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、これを置くこととする。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の職務を補佐する使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

当社は社内規程において監査役を補佐する者は、監査役（会）の指揮命令を最優先にして業務を遂行しなければならないとしている。また監査役を補助する者の人事及び人事処遇等については監査役会の意向を尊重しつつ、取締役会と監査役会が事前に協議の上、決定することにより独立性を確保する。

⑧ 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制

監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、関係書類の提供を受ける。また、取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人等は下記事項について速やかに監査役（会）に報告するものとする。

なお、この報告についても当社として報告者が不利益な取り扱いを受けることのない体制をとる。

- (1) 法令に定める事項
- (2) 会社運営に少なからぬ影響を与える事象
- (3) 内部監査室からの監査状況の報告
- (4) 公益通報があった場合、その内容
- (5) 行政当局及び取引所の検査、調査または命令、勧告、指導等の事実とその内容
- (6) 就業規則で定める懲戒に該当する事実の発生があった場合、その内容

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理等所要の費用の請求を受けたときは、当社はその費用を負担する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役（会）は内部監査室、子会社監査役との相互連携保持のほか、代表取締役社長との定期的意見交換を通じての相互認識を共有する。また、監査役（会）は必要あれば外部の専門家（弁護士等）を活用できる。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

ノーブルグループが金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価報告制度に適正に対応するため、内部統制委員会の指示のもと、その仕組みが適正に機能することを継

統的に評価することにより、財務報告の信頼性を確保する体制を整備する。

⑫ その他重要な事項

ノーブルグループは「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」並びに「グループ行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する旨を定めている。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりであります。

① コンプライアンスに関する事項

当社は「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」並びに「グループ行動規範」を定め、ノーブルグループの取締役及び全従業員への浸透を図るとともに、コンプライアンスの推進を図るため、経営トップによるコンプライアンス重視のメッセージの発信や、取締役を委員長とするコンプライアンス委員会においてコンプライアンス教育、モニタリングを実施し、必要ある場合は外部の専門家（弁護士等）に意見を求め、コンプライアンス体制の強化を図っております。

なお、対処すべき課題に記載の通り、当社子会社の役職員が公務員より不適切な金銭の要求を受け、交付を行っていたことが判明いたしました。これを受けて、独立役員である社外監査役及び当社と利害関係のない弁護士を主たるメンバーとする調査委員会を設置したうえ調査を実施し、同委員会による調査結果を踏まえ、実効性のある再発防止に向けた取組みを実施しております。

② リスク管理に関する事項

当社は、リスクマネジメントへの対応として内部統制委員会において当社グループの経営上のリスクを総合的に分析、把握し必要に応じて対応しております。また、内部統制体制の一層の強化に向け、社内規程の制定・改定や社内外の専門家による支援体制の整備に取り組むとともに、リスクを低減する管理・監督活動を推進することにより、リスク管理の強化を図っております。

取締役を委員長とするサステナビリティ委員会は、気候変動に対する取組や事業継続計画への取組、情報セキュリティ管理体制の強化等を重要課題と捉え、傘下の部会を通じてリスクを分析・把握し、内部統制委員会と連携してリスク低減に向けた施策の立案・管理に取り組んでおります。

内部監査室は、定期的に各事業所及びグループ各社において内部監査を実施するとともに、内部統制システムの有効性を検証し、その結果を代表取締役社長及び内部統制委員会へ報告し、取締役会と監査役（会）に直接報告しております。

③ 取締役の職務執行に関する事項

当社は取締役会規則に基づき、毎月１回定例の取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項について決議を行うとともに、取締役会はノーブルグループの業務執行が適正かつ健全に行われるために取締役の職務執行状況を適切に監督しており、実効性のある内部統制システムの構築に努めています。また、監査役は内部統制システムの機能と有効性を監査し、取締役の違法行為を是正・防止するため、取締役の職務執行に関する意思決定の適法性を検証し、監視機能の実効性向上に努めています。

一方、国内外の代表者が出席して定期的に行うグループ会議においては、当事業年度開始時の会議でノーブルグループ年度経営方針を説明し、その後の会議で経営方針に基づいた経営課題とその達成、進捗状況の確認等を行い、経営方針と基本戦略の徹底を行っております。

④ グループ管理体制に関する事項

当社の子会社の経営に関しては当社の取締役または執行役員が全ての子会社の取締役または監査役に就任し、子会社の情報を当社に集約・管理して業務遂行状況を把握するとともに、月次業績を当社取締役会及び執行役員会にて確認し、必要に応じて当社から子会社へ訪問し分析、指導を行っております。子会社は、当社の担当役員に対して職務の執行状況、その他重要な情報を定期的に報告しております。また、関係会社管理規程の制定や決裁権限規程の見直し等を行うことで、子会社の業務の円滑化と管理の適正化を進めています。一方、当社の内部監査室が内部統制の有効性と妥当性を確保するため、子会社における内部監査を実施しています。



# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目                | 金 額               |
|-----------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>      |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>21,249,618</b> | <b>流動負債</b>        | <b>2,803,244</b>  |
| 現金及び預金          | 13,138,828        | 支払手形及び買掛金          | 711,530           |
| 受取手形及び売掛金       | 3,500,694         | 電子記録債務             | 186,719           |
| 電子記録債権          | 643,692           | 短期借入金              | 46,886            |
| 商品及び製品          | 1,651,223         | 未払法人税等             | 211,256           |
| 仕掛品             | 787,479           | 賞与引当金              | 399,110           |
| 原材料及び貯蔵品        | 944,697           | 役員賞与引当金            | 29,800            |
| その他の他           | 589,219           | その他の他              | 1,217,941         |
| 貸倒引当金           | △6,216            | <b>固定負債</b>        | <b>2,247,834</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>12,210,933</b> | 株式給付引当金            | 29,737            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>4,575,330</b>  | 役員株式給付引当金          | 129,675           |
| 建物及び構築物         | 1,794,276         | 退職給付に係る負債          | 217,820           |
| 機械装置及び運搬具       | 1,526,834         | 繰延税金負債             | 1,779,142         |
| 土地              | 707,630           | その他の他              | 91,458            |
| 建設仮勘定           | 206,213           | <b>負債合計</b>        | <b>5,051,078</b>  |
| その他の他           | 340,374           | <b>(純資産の部)</b>     |                   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>54,950</b>     | <b>株主資本</b>        | <b>23,427,409</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>7,580,652</b>  | 資本金                | 3,453,078         |
| 投資有価証券          | 2,707,875         | 資本剰余金              | 5,497,822         |
| 長期貸付金           | 1,430             | 利益剰余金              | 15,437,695        |
| 退職給付に係る資産       | 4,266,449         | 自己株式               | △961,187          |
| 繰延税金資産          | 50,080            | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>4,361,199</b>  |
| その他の他           | 557,193           | その他有価証券評価差額金       | 1,407,466         |
| 貸倒引当金           | △2,376            | 為替換算調整勘定           | 2,071,609         |
| <b>資産合計</b>     | <b>33,460,552</b> | 退職給付に係る調整累計額       | 882,122           |
|                 |                   | <b>非支配株主持分</b>     | <b>620,865</b>    |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>       | <b>28,409,473</b> |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>33,460,552</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 売上高             | 16,790,040 |
| 売上原価            | 11,460,865 |
| 売上総利益           | 5,329,174  |
| 販売費及び一般管理費      | 3,666,146  |
| 営業利益            | 1,663,027  |
| 営業外収益           | 529,011    |
| 受取利息及び配当金       | 263,725    |
| 為替差益            | 125,526    |
| その他             | 139,759    |
| 営業外費用           | 64,798     |
| 支払利息            | 6,150      |
| 立退料             | 4,111      |
| その他             | 54,536     |
| 経常利益            | 2,127,240  |
| 特別利益            | 432,006    |
| 投資有価証券売却益       | 432,006    |
| 特別損失            | 167,157    |
| 減損損失            | 3,347      |
| 解体撤去費用          | 163,810    |
| 税金等調整前当期純利益     | 2,392,089  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 433,935    |
| 法人税等調整額         | △171,468   |
| 当期純利益           | 2,129,623  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 119,795    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,009,828  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |            |          |            |
|-------------------------|-----------|-----------|------------|----------|------------|
|                         | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自 己 株 式  | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高               | 3,453,078 | 5,456,313 | 14,248,739 | △631,978 | 22,526,153 |
| 当 期 変 動 額               |           |           |            |          |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |           | △819,864   |          | △819,864   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |           |           | 2,009,828  |          | 2,009,828  |
| 自己株式の取得                 |           |           |            | △302,170 | △302,170   |
| 株式給付信託による<br>自己株式の取得    |           |           |            | △246,479 | △246,479   |
| 株式給付信託による<br>自己株式の処分    |           |           |            | 14,469   | 14,469     |
| 株式給付信託に対する<br>自己株式の処分   |           | 41,509    |            | 204,970  | 246,479    |
| そ の 他                   |           |           | △1,007     |          | △1,007     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |           |           |            |          |            |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —         | 41,509    | 1,188,955  | △329,209 | 901,255    |
| 当 期 末 残 高               | 3,453,078 | 5,497,822 | 15,437,695 | △961,187 | 23,427,409 |

|                         | その他の包括利益累計額      |                    |                  |                   | 非 支 配 株 主 持 分 | 純資産合計      |
|-------------------------|------------------|--------------------|------------------|-------------------|---------------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利<br>益累計額合計 |               |            |
| 当 期 首 残 高               | 1,886,804        | 1,400,208          | 969,809          | 4,256,822         | 627,565       | 27,410,542 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                    |                  |                   |               |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |                    |                  |                   |               | △819,864   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |                  |                    |                  |                   |               | 2,009,828  |
| 自己株式の取得                 |                  |                    |                  |                   |               | △302,170   |
| 株式給付信託による<br>自己株式の取得    |                  |                    |                  |                   |               | △246,479   |
| 株式給付信託による<br>自己株式の処分    |                  |                    |                  |                   |               | 14,469     |
| 株式給付信託に対する<br>自己株式の処分   |                  |                    |                  |                   |               | 246,479    |
| そ の 他                   |                  |                    |                  |                   |               | △1,007     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △479,338         | 671,401            | △87,686          | 104,376           | △6,700        | 97,675     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △479,338         | 671,401            | △87,686          | 104,376           | △6,700        | 998,931    |
| 当 期 末 残 高               | 1,407,466        | 2,071,609          | 882,122          | 4,361,199         | 620,865       | 28,409,473 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数

15社

- ・主要な連結子会社の名称

須坂帝通(株)、福井帝通(株)、木曽精機(株)、帝通エンジニアリング(株)、台湾富貴電子工業(株)、シンガポールノーブルエレクトロニクス(株)、香港ノーブルエレクトロニクス(株)、ノーブルエレクトロニクス(タイランド)(株)、ノーブルエレクトロニクスベトナム(株)、ノーブル貿易(上海)有限公司、ノーブルトレーディング(バンコク)(株)、富貴電子(淮安)有限公司

##### (2) 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称

(株)サンシャイン

- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は小規模であり全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、シンガポールノーブルエレクトロニクス(株)、香港ノーブルエレクトロニクス(株)、ノーブルエレクトロニクス(タイランド)(株)、ノーブルエレクトロニクスベトナム(株)、ノーブル貿易(上海)有限公司、ノーブルトレーディング(バンコク)(株)、富貴電子(淮安)有限公司の決算日は12月31日ですが、連結に際しては、当該決算日の財務諸表を使用し、かつ必要な調整を行っております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式  
(持分法を適用していない非連結子  
会社及び関連会社)  
その他有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直  
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用  
しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産

仕掛品、原材料及び貯蔵品

当社及び国内連結子会社は主として先入先出法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法) を、  
また、在外連結子会社は総平均法による低価法を採用しており  
ます。

商品及び製品

当社及び国内連結子会社は主として総平均法による原価法（貸  
借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を、ま  
た、在外連結子会社は主として先入先出法による低価法を採用  
しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は主  
として定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結  
子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備  
を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備  
及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 5～10年

##### ② 無形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、自社  
利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5  
年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採  
用しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、労働組合との協定に基づく支給見込額を計上しております。

#### ③ 役員賞与引当金

当社及び国内連結子会社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

#### ④ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### ⑤ 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社グループが主な事業としている電子部品事業における商品又は製品の販売について、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断しておりますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月26日）第98項を適用し、顧客に商品又は製品を出荷した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

③ グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社はグループ通算制度を適用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用されております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

### 3. 追加情報

#### (株式給付信託 (BBT))

当社は、2021年6月29日開催の第99回定時株主総会決議において、社外取締役を除く取締役及び執行役員（以下、総称して「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

##### (1) 取引の概要

当社が定める「役員株式給付規程」に基づき、当社の取締役等に対してポイントを付与し、退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付する仕組みであります。

将来給付する株式を予め取得するために、当社は株式給付信託（BBT）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に金銭を信託し、当該信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得いたします。

##### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末278,224千円、138,700株であります。

##### (3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

#### (株式給付信託 (J-ESOP))

当社は、2024年8月27日開催の取締役会決議において、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

##### (1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し個人の貢献度や在籍に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。将来給付する株式を予め取得するために、当社は株式給付信託（J-ESOP）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に金銭を信託し、当該信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得いたします。

##### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末52,509千円、21,943株であります。

##### (3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

|            |         |          |
|------------|---------|----------|
| (1) 担保提供資産 | 建物及び構築物 | 78,467千円 |
|            | 土地      | 6,756千円  |
|            | 計       | 85,224千円 |

担保対象債務  
該当債務はありません。

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 19,417,132千円 |
|--------------------|--------------|

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 9,856,107株    | 一株           | 一株           | 9,856,107株   |

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2024年6月27日開催の第102回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 335,585千円
- ・ 1株当たり配当金額 35円00銭
- ・ 基準日 2024年3月31日
- ・ 効力発生日 2024年6月28日

(注) 2024年6月27日開催の第102回定時株主総会決議による「配当金の総額」には、株式給付信託（BBT）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が保有する当社株式67,500株に対する配当金2,362千円が含まれております。

ロ. 2024年11月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 484,279千円
- ・ 1株当たり配当金額 50円00銭
- ・ 基準日 2024年9月30日
- ・ 効力発生日 2024年12月3日

(注) 1. 2024年11月8日開催の取締役会決議による「配当金の総額」には、株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（J-ESOP）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が保有する当社株式160,700株に対する配当金8,035千円が含まれております。

2. 2024年11月8日開催の取締役会の決議による「1株あたり配当金額」には、創立80周年記念配当15円00銭が含まれております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの  
2025年6月27日開催の第103回定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

|             |            |
|-------------|------------|
| ・ 配当金の総額    | 479,041千円  |
| ・ 配当の原資     | 利益剰余金      |
| ・ 1株当たり配当金額 | 50円00銭     |
| ・ 基準日       | 2025年3月31日 |
| ・ 効力発生日     | 2025年6月30日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 1. 2025年6月27日開催の第103回定時株主総会決議による「配当金の総額」には、株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（J-ESOP）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式160,643株に対する配当金8,032千円が含まれております。

2. 2025年6月27日開催の第103回定時株主総会決議による「1株あたり配当金額」には、創立80周年記念配当15円00銭が含まれております。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主として一時的な余剰資金を安全性の高い短期的な預金等で行っております。また、資金調達については、自己資金で賄っております。デリバティブは余剰資金の運用とリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理の基準を定めリスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主として非連結子会社との取引により生じたものであります。

営業債権及び営業債務の一部は外貨建て取引であり、為替相場の変動リスクに晒されていますが、当該リスクに関しては、回収した外貨を支払いに充てることにより、変動リスクの削減に努めております。

営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金担当部門が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引は、余剰資金の運用を目的としたデリバティブを組み込んだ複合金融商品と外貨建営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引を利用しております。その運用は、複合金融商品については市場リスクに対する管理方針に基づき、リスク評価、利回り等を検討の上取締役会の決議により、先物為替予約取引については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部門の決裁者の承認を得て実行しております。契約先は信用度の高い国内の銀行であり実質的な信用リスクはないものと判断しております。



③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

なお、当連結会計年度末日現在、為替予約残高はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額84,789千円）は、投資有価証券には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

|               | 連結貸借対照表計上額 | 時価        | 差額   |
|---------------|------------|-----------|------|
| 投資有価証券        |            |           |      |
| (1) 満期保有目的の債券 | 30,000     | 29,398    | △602 |
| (2) その他有価証券   | 2,593,086  | 2,593,086 | —    |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

| 区分      | 時価        |         |      |           |
|---------|-----------|---------|------|-----------|
|         | レベル1      | レベル2    | レベル3 | 合計        |
| 投資有価証券  |           |         |      |           |
| その他有価証券 |           |         |      |           |
| 株式      | 2,325,958 | —       | —    | 2,325,958 |
| 社債      | —         | 250,620 | —    | 250,620   |
| 資産計     | 2,325,958 | 250,620 | —    | 2,576,578 |

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産

(単位：千円)

| 区分        | 時価   |        |      |        |
|-----------|------|--------|------|--------|
|           | レベル1 | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 投資有価証券    |      |        |      |        |
| 満期保有目的の債券 |      |        |      |        |
| 地方債       | —    | 29,398 | —    | 29,398 |

(注) 1. 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は16,508千円であります。

2. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債及び地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、神奈川県、その他の地域において、工場施設等（土地を含む。）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時価        |
|------------|-----------|
| 221,917    | 1,274,901 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 報告セグメント    |         | 合計         |
|---------------|------------|---------|------------|
|               | 電子部品       | その他     |            |
| 日本            | 6,997,803  | 601,056 | 7,598,860  |
| アジア           | 8,947,501  | —       | 8,947,501  |
| 北米            | 243,678    | —       | 243,678    |
| 顧客との契約から生じる収益 | 16,188,983 | 601,056 | 16,790,040 |
| 外部顧客への売上高     | 16,188,983 | 601,056 | 16,790,040 |

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 1. 3. (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(残存履行義務に配分した取引価格)

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,949円90銭

(2) 1株当たり当期純利益 211円98銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託 (BBT) 及び株式給付信託 (J-ESOP) に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。当連結会計年度における1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末発行済株式総数は160,643株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は114,658株であります。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>12,064,715</b> | <b>流動負債</b>     | <b>3,032,175</b>  |
| 現金及び預金          | 4,828,950         | 支払手形            | 2,457             |
| 受取手形            | 3,247             | 買掛金             | 1,652,612         |
| 電子記録債権          | 566,138           | 電子記録債務          | 186,719           |
| 売掛金             | 3,510,814         | 短期借入金           | 477,518           |
| 製品              | 791,242           | 未払費用            | 284,026           |
| 仕掛品             | 513,892           | 未払法人税等          | 53,135            |
| 原材料及び貯蔵品        | 119,465           | 賞与引当金           | 232,000           |
| 短期貸付金           | 84,861            | 役員賞与引当金         | 28,800            |
| 未収入金            | 1,571,204         | その他             | 114,906           |
| その他             | 74,897            | <b>固定負債</b>     | <b>1,333,530</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>12,746,842</b> | 株式給付引当金         | 29,737            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,551,379</b>  | 役員株式給付引当金       | 129,675           |
| 建物              | 1,331,155         | 繰延税金負債          | 1,154,895         |
| 構築物             | 105,494           | その他             | 19,221            |
| 機械及び装置          | 526,457           | <b>負債合計</b>     | <b>4,365,705</b>  |
| 車両運搬具           | 1,275             | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| 工具、器具及び備品       | 63,424            | <b>株主資本</b>     | <b>19,071,153</b> |
| 土地              | 347,981           | 資本金             | <b>3,453,078</b>  |
| 建設仮勘定           | 175,591           | 資本剰余金           | <b>5,497,822</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>32,262</b>     | 資本準備金           | 5,456,313         |
| ソフトウェア          | 29,785            | その他資本剰余金        | 41,509            |
| その他             | 2,476             | <b>利益剰余金</b>    | <b>11,081,439</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>10,163,200</b> | 利益準備金           | 863,269           |
| 投資有価証券          | 2,548,746         | その他利益剰余金        | 10,218,170        |
| 関係会社株式・関係会社出資金  | 4,165,588         | 固定資産圧縮積立金       | 57,484            |
| 長期貸付金           | 23,330            | 別途積立金           | 6,185,000         |
| 前払年費用           | 2,986,455         | 繰越利益剰余金         | 3,975,685         |
| その他             | 460,980           | <b>自己株式</b>     | <b>△961,187</b>   |
| 貸倒引当金           | △21,900           | 評価・換算差額等        | <b>1,374,699</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>24,811,558</b> | その他有価証券評価差額金    | 1,374,699         |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>    | <b>20,445,852</b> |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>24,811,558</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 売上高          | 12,142,237 |
| 売上原価         | 9,882,863  |
| 売上総利益        | 2,259,373  |
| 販売費及び一般管理費   | 2,049,312  |
| 営業利益         | 210,061    |
| 営業外収益        | 2,165,186  |
| 受取利息及び配当金    | 1,974,748  |
| その他          | 190,437    |
| 営業外費用        | 167,320    |
| 支払利息         | 2,585      |
| 為替差損         | 31,396     |
| その他          | 133,338    |
| 経常利益         | 2,207,926  |
| 特別利益         | 431,988    |
| 投資有価証券売却益    | 431,988    |
| 特別損失         | 170,610    |
| 関係会社貸倒引当金繰入額 | 6,800      |
| 解體撤去費用       | 163,810    |
| 税引前当期純利益     | 2,469,305  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 76,000     |
| 法人税等調整額      | △121,713   |
| 当期純利益        | 2,515,018  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本   |           |                |           |                 |                      |                  |
|-----------------------------|-----------|-----------|----------------|-----------|-----------------|----------------------|------------------|
|                             | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                | 利 益 剰 余 金 |                 |                      |                  |
|                             |           | 資本準備金     | その他資本<br>剰 余 金 | 利益準備金     | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 固 定 資 産<br>圧 縮 積 立 金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |
| 当 期 首 残 高                   | 3,453,078 | 5,456,313 | —              | 863,269   | 60,777          | 6,185,000            | 2,277,238        |
| 当 期 変 動 額                   |           |           |                |           |                 |                      |                  |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                |           |           |                |           | △3,292          |                      | 3,292            |
| 剰 余 金 の 配 当                 |           |           |                |           |                 |                      | △819,864         |
| 当 期 純 利 益                   |           |           |                |           |                 |                      | 2,515,018        |
| 自 己 株 式 の 取 得               |           |           |                |           |                 |                      |                  |
| 株式給付信託による<br>自 己 株 式 の 取 得  |           |           |                |           |                 |                      |                  |
| 株式給付信託による<br>自 己 株 式 の 処 分  |           |           |                |           |                 |                      |                  |
| 株式給付信託に対する<br>自 己 株 式 の 処 分 |           |           | 41,509         |           |                 |                      |                  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額）     |           |           |                |           |                 |                      |                  |
| 当 期 変 動 額 合 計               | —         | —         | 41,509         | —         | △3,292          | —                    | 1,698,447        |
| 当 期 末 残 高                   | 3,453,078 | 5,456,313 | 41,509         | 863,269   | 57,484          | 6,185,000            | 3,975,685        |

|                             | 株 主 資 本  |            | 評価・換算差額等             | 純資産合計      |
|-----------------------------|----------|------------|----------------------|------------|
|                             | 自 己 株 式  | 株主資本合計     | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 |            |
| 当 期 首 残 高                   | △631,978 | 17,663,699 | 1,854,680            | 19,518,380 |
| 当 期 変 動 額                   |          |            |                      |            |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                |          |            |                      | —          |
| 剰 余 金 の 配 当                 |          | △819,864   |                      | △819,864   |
| 当 期 純 利 益                   |          | 2,515,018  |                      | 2,515,018  |
| 自 己 株 式 の 取 得               | △302,170 | △302,170   |                      | △302,170   |
| 株式給付信託による<br>自 己 株 式 の 取 得  | △246,479 | △246,479   |                      | △246,479   |
| 株式給付信託による<br>自 己 株 式 の 処 分  | 14,469   | 14,469     |                      | 14,469     |
| 株式給付信託に対する<br>自 己 株 式 の 処 分 | 204,970  | 246,479    |                      | 246,479    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額）     |          |            | △479,981             | △479,981   |
| 当 期 変 動 額 合 計               | △329,209 | 1,407,453  | △479,981             | 927,472    |
| 当 期 末 残 高                   | △961,187 | 19,071,153 | 1,374,699            | 20,445,852 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式
- ② その他有価証券
  - ・ 市場価格のない株式等以外のもの

移動平均法による原価法を採用しております。

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) 棚卸資産

- ① 仕掛品、原材料及び貯蔵品
- ② 製品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 8年

##### (2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

期末在籍従業員に対し、7月に支給する賞与にあてるため、労働組合との協定を基準として計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (5) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

当事業年度末における年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した金額を超過しており、その差額は投資その他の資産「前払年金費用」に計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しており、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。



#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社における製品の販売について、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断しておりますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月26日）第98項を適用し、顧客に製品を出荷した時点で収益を認識しております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## 3. 追加情報

（株式給付信託（BBT））

取締役等に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」については、連結注記表の「追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（株式給付信託（J-ESOP））

従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」については、連結注記表の「追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

|     |          |
|-----|----------|
| 建物  | 78,432千円 |
| 構築物 | 35千円     |
| 土地  | 6,756千円  |
| 計   | 85,224千円 |

担保対象債務

該当債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,801,074千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

|          |             |
|----------|-------------|
| ① 短期金銭債権 | 3,454,236千円 |
| ② 長期金銭債権 | 21,900千円    |
| ③ 短期金銭債務 | 1,873,305千円 |

#### 5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高は次のとおりであります。

|              |             |
|--------------|-------------|
| ① 売上高        | 6,895,157千円 |
| ② 仕入高        | 5,910,961千円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 2,140,759千円 |

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当 事 業 年 度 期 首 | 増        | 加 | 減        | 少 | 当 事 業 年 度 末 |
|-----------|---------------|----------|---|----------|---|-------------|
| 普 通 株 式   | 335,455株      | 213,328株 |   | 112,857株 |   | 435,926株    |

(注) 1. 当事業年度末の自己株式の株式数には、株式給付信託（BBT）及び株式給付信託（J-ESOP）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式160,643株が含まれております。

2. 自己株式の数の増加の内訳は次のとおりであります。

|                  |          |
|------------------|----------|
| ① 株式給付信託による取得    | 103,000株 |
| ② 自己株式の買取による増加   | 109,300株 |
| ③ 単元未満株式の買取による増加 | 1,028株   |

3. 自己株式の数の減少の内訳は次のとおりであります。

|                |          |
|----------------|----------|
| ① 株式給付信託に対する処分 | 103,000株 |
| ② 株式給付信託による処分  | 9,857株   |

## 7. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

|              |            |
|--------------|------------|
| 繰延税金資産       |            |
| 賞与引当金        | 70,992     |
| 減価償却費        | 6,173      |
| 退職給付引当金      | 656,614    |
| 外国税額         | 34,220     |
| 棚卸資産         | 68,371     |
| 貸倒引当金        | 6,898      |
| 関係会社株式評価損    | 22,531     |
| 投資有価証券評価損    | 94,767     |
| 繰越欠損金        | 299,119    |
| その他          | 98,929     |
| 繰延税金資産 小計    | 1,358,619  |
| 評価性引当額       | △896,303   |
| 繰延税金資産 計     | 462,315    |
| 繰延税金負債       |            |
| その他有価証券評価差額金 | △584,554   |
| 前払年金費用       | △940,733   |
| 関係会社株式       | △65,534    |
| 固定資産圧縮積立金    | △26,388    |
| 繰延税金負債 計     | △1,617,211 |
| 繰延税金負債の純額    | △1,154,895 |

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

(単位：％)

|                        |       |
|------------------------|-------|
| 法定実効税率                 | 30.6  |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目   | △22.0 |
| 交際費・寄付金等永久に損金に算入されない項目 | 0.0   |
| 住民税均等割                 | 0.4   |
| 評価性引当額                 | △13.1 |
| 外国税額                   | 1.1   |
| 試験研究費                  | △0.5  |
| 税率変更による影響              | 1.1   |
| その他                    | 0.5   |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率      | △1.9  |

## 3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## 4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6％から31.5％に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）が43,254千円増加、法人税等調整額が26,552千円増加し、その他有価証券評価差額金が16,701千円減少しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種 類 | 会社等の<br>名称                             | 資 本 金            | 事 業 の<br>内 容                              | 議決権等<br>の所有割<br>合(%) | 関 係 内 容    |            | 取引の内容  | 取引金額<br>(千円) | 科 目   | 期末残高<br>(千円) |
|-----|----------------------------------------|------------------|-------------------------------------------|----------------------|------------|------------|--------|--------------|-------|--------------|
|     |                                        |                  |                                           |                      | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係 |        |              |       |              |
| 子会社 | 株 式 会 社<br>エコロパック                      | 36,000千円         | 環境対応素材の製<br>造及び販売                         | 100.0                | 当社役員<br>2人 | 資金の援助      | 資金の借入  | —            | 短期借入金 | 359,985      |
|     | 香港ノーブル<br>エレクトロニクス<br>株 式 会 社          | 2,000千<br>HK \$  | センサー及び可変<br>抵抗器等の販売                       | 100.0                | 当社役員<br>1人 | 製品の販売等     | 製品の販売等 | 2,509,512    | 売 掛 金 | 704,326      |
|     | ノーブルエレ<br>クトロニクス<br>(タイランド)<br>株 式 会 社 | 480,678千<br>BAHT | 可変抵抗器、前面<br>操作ブロック及び<br>プラスチック成型<br>品等の製造 | 100.0<br>(6.4)       | 当社役員<br>1人 | 製品の購入      | 製品の仕入  | 1,714,262    | 買 掛 金 | 441,537      |
|     |                                        |                  |                                           |                      |            |            | 部品の支給等 | 1,080,623    | 売 掛 金 | 332,949      |
|     | ノーブルエレ<br>クトロニクス<br>ベトナム<br>株 式 会 社    | 4,999千<br>US\$   | 可変抵抗器及び前<br>面操作ブロック、<br>センサー等の製造          | 100.0                | 当社役員<br>2人 | 製品の購入      | 製品の仕入  | 2,376,580    | 買 掛 金 | 195,324      |
|     | ノーブル<br>トレーディング<br>(バンコク)<br>株 式 会 社   | 5,000千<br>BAHT   | 可変抵抗器及び前<br>面操作ブロック等<br>の販売               | 100.0<br>(100.0)     | 当社役員<br>1人 | 製品の販売等     | 製品の販売等 | 1,033,335    | 売 掛 金 | 312,241      |
|     | 富貴電子(淮安)<br>有 限 公 司                    | 8,000千<br>US \$  | 固定抵抗器の製造                                  | 100.0                | 当社役員<br>2人 | 製品の購入      | 製品の仕入  | 1,355,701    | 買 掛 金 | 213,042      |

- (注) 1. 「議決権等の所有割合」の( )内は、当社の子会社が所有する間接所有割合であり、内数となっております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
製品及び固定資産の取引条件については、一般的取引条件を勘案し適正な価格で決定しております。  
借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 株式会社エコロパックからの資金の借入については、頻繁に発生する取引のため、取引金額の記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表 1. 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,170円43銭
- (2) 1株当たり当期純利益 265円26銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託 (BBT) 及び株式給付信託 (J-ESOP) に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。当事業年度における1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末発行済株式総数は160,643株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は114,658株であります。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

帝国通信工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 陸 田 雅 彦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 勝 彦

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、帝国通信工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、帝国通信工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

帝国通信工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 陸 田 雅 彦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 勝彦

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、帝国通信工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第103期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、事業報告に記載のとおり、当社子会社において不正行為が判明し、事実の解明及び原因究明のために、独立役員である社外監査役及び当社と利害関係のない弁護士を主たるメンバーとする調査委員会を設置したうえで、社内調査が実施されました。調査結果については、当該調査委員会から報告を受けております。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 事業報告に記載のとおり、当社子会社において不正行為が判明しましたが、調査委員会の調査の結果、当社及び子会社の元取締役の法令違反が認められました。その他には、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備及び運用への取組みは相当であると認めます。なお、事業報告に記載のとおり、当社子会社において不正行為が判明しましたが、調査委員会の調査結果等を踏まえた再発防止策やコンプライアンスの徹底及び内部統制強化に向けた取組みが行われていることを監査役会は確認しており、今後も引き続き、再発防止策等の実施状況を注視し、検証してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

帝国通信工業株式会社 監査役会

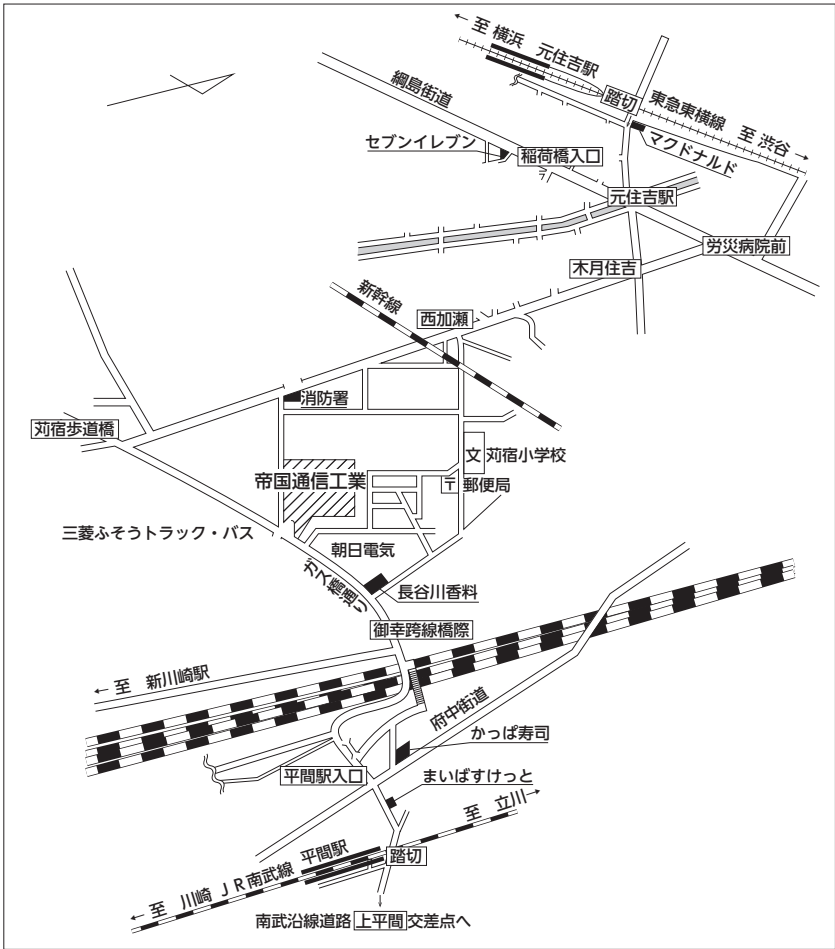
常勤監査役 畑 宮 正 憲 ㊞  
(社外監査役)

社外監査役 柿 沼 光 利 ㊞

監査役 三 井 浩 二 ㊞

以 上

## 株主総会会場ご案内図



会 場 帝国通信工業株式会社 本社会議室  
川崎市中原区荻宿45番1号

交通機関   ＪＲ南武線平間駅より徒歩約10分  
東急東横線元住吉駅より徒歩約15分  
ＪＲ横須賀線新川崎駅より徒歩約25分（タクシー5分）

(お願い) 駐車場スペースに限りがございますので、当日のお車でのご来場は、なるべくご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

ホームページアドレス <https://www.noble-j.co.jp>

**UD  
FONT**

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル  
デザインフォントを採用しています。



ミックス  
紙 | 責任ある森林  
管理を支えています  
FSC® C022915